

第 8 次三重県医療計画の概要

県では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療法に基づき昭和 63 年に三重県保健医療計画を策定しました。その後、5 年ごとに計画の見直しを行い、平成 30 年 3 月には第 7 次医療計画を策定しました。

また、第 7 次計画から計画期間が 6 年間となったことに伴い、令和 3 年 3 月に第 7 次計画の中間評価を実施し、必要な見直しを行いました。

第 7 次計画の計画期間が令和 5 年度末であることから、令和 5 年度中に、三重県の医療提供体制のあり方を再検討し、県民が安心して良質な医療を受けることができるよう、次期計画の策定を行います。

1 計画期間

6 年間（令和 6 年度から令和 11 年度）の計画とします。

また、3 年後に調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、計画を見直します。

2 検討体制

各疾病・事業、在宅医療等については、各関係部会等において、専門的な見地から検討を行い、計画全体については医療審議会で協議を進めていきます。

全体協議		
医療審議会		
主な疾病・事業別の協議		
5 疾 病	がん	がん対策推進協議会 がん対策推進計画策定検討部会
	脳卒中 心筋梗塞等の心血管疾患	循環器病対策推進協議会 脳血管疾患対策部会 心疾患対策部会 社会連携・リハビリ部会
	糖尿病	糖尿病対策懇話会
	精神疾患	精神保健福祉審議会
	6 事 業	救急医療
災害医療		医療審議会 災害医療対策部会
へき地医療		地域医療対策協議会
周産期医療		医療審議会 周産期医療部会
小児救急を含む小児医療		医療審議会 小児医療部会
新興感染症発生・まん延時における医療		連携協議会
在宅医療		在宅医療推進懇話会
医療安全		医療安全推進協議会
医師確保計画		地域医療対策協議会
薬剤師確保計画		薬事審議会
外来医療計画		外来医療計画策定検討会議

3 医療計画の記載事項

国の「医療計画作成指針」「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」等において、5 疾病・6 事業・在宅医療等について記載することとされています。

- 基本的な考え方
- 地域の現状
- 医療圏・基準病床数
- 医療提供体制
- 疾病・事業ごとの医療体制
 - ・ 5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
 - ・ 6 事業：救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療
 - ・ 在宅医療
- 医療従事者の確保
- 医療の安全の確保
- その他医療提供体制の確保に必要な事項
 - 別冊 医師確保計画
 - 別冊 薬剤師確保計画
 - 別冊 外来医療計画
 - 別冊 地域医療構想（※今回は改定しない）

4 策定スケジュール

令和5年 7月～	医療審議会①（現計画の評価、二次医療圏等）
10月～	県議会常任委員会で説明（素案） 三重県医療安全推進協議会
12月	医療審議会②（基準病床数・中間案） 県議会常任委員会で説明（中間案） パブリックコメントの実施 市町・保険者協議会への意見照会
令和6年 3月	県議会常任委員会で説明（最終案）
3月末	医療審議会③（最終案の諮問） 厚生労働省への報告 計画の公表 県議会常任委員会で説明（最終案）